

株 主 各 位

第13期定時株主総会招集ご通知 インターネット開示事項

連結注記表
個別注記表

(平成29年 1 月 1 日から平成29年12月31日まで)

ピクスタ株式会社

第13期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://pixta.co.jp/>) に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 スナップマート株式会社
Topic Images Inc.

② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 PIXTA ASIA PTE. LTD.
PIXTA (THAILAND) CO., LTD.
PIXTA VIETNAM CO., LTD.
 - ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。
- ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・非連結子会社の名称 PIXTA ASIA PTE. LTD.
PIXTA (THAILAND) CO., LTD.
PIXTA VIETNAM CO., LTD.
- ・持分法を適用しない理由 持分法を適用しない非連結子会社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況

該当事項はありません。

④ 持分法適用手続に関する特記事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

- ① 連結の範囲の変更 当連結会計年度においてTopic Images Inc.の株式を取得したことに伴い、同社を連結の範囲に含めております。
- ② 持分法の適用の範囲の変更 該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 関係会社株式 移動平均法による原価法
- ロ. その他有価証券
・時価のないもの 移動平均法による原価法

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～15年
工具、器具及び備品	4年～6年

無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）、コンテンツ資産については利用可能期間（3年以内）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年以内で均等償却しております。

- ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において、無形固定資産の「その他」に含めていた「コンテンツ資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。
なお、前連結会計年度の「コンテンツ資産」は60,180千円であります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 23,994千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,231,440株

- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 38株

- (3) 剰余金の配当に関する事項

- ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 85,400株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金を自己資金及び銀行借入で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金は、主に本社オフィスの賃貸借契約によるものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内に決済または納付期限が到来するものであります。借入金は、主に運転資金に関わる必要な資金の調達を目的と

したものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。敷金についても、差入先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況の悪化の早期発見に努め、リスク軽減を図っております。なお、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

ii)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建債権債務に係る為替変動リスクについて通貨別に区分し、継続的に把握しております。なお、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

iii)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。なお、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2. 参照)。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	835,214	835,214	—
(2) 売掛金	406,003		
貸倒引当金(※) 1.	△2,892		
	403,111	403,111	—
(3) 敷金及び保証金	77,592	74,773	△2,818
資産計	1,315,917	1,313,098	△2,818
(4) 買掛金	377,343	377,343	—
(5) 未払金	107,479	107,479	—
(6) 長期借入金(※) 2.	255,828	254,670	△1,157
負債計	740,650	739,492	△1,157

(※) 1. 売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

2. 長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価には、1年内返済予定長期借入金の金額が含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値によっております。

負 債

(4) 買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金(1年以内に返済予定のものを含む)

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
関係会社株式	14,623
その他有価証券	22,400

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 295円45銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 2円70銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は平成30年2月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、当社従業員及び当社関係会社取締役に対し、以下のとおり新株予約権（有償ストック・オプション）を発行することを決議いたしました。

新株予約権の数	467個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 46,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり 1,000円 (新株予約権の目的である株式1株当たり10円)
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり 153,000円 (新株予約権の目的である株式1株当たり1,530円)
新株予約権の行使期間	平成31年4月1日から平成37年2月28日まで (ただし、下記の「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。)
新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本金に組み入れる額（円）	1株当たり 770円
新株予約権の行使条件	(注)
新株予約権の払込期日	平成30年3月2日
新株予約権の割当日	平成30年3月2日
新株予約権の割当対象者	当社取締役、当社従業員及び当社関係会社取締役 計21名

(注) 本新株予約権の主要な行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、平成30年12月期から平成32年12月期までのいずれかの期の売上高（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日まで行使することができる。
 - (a) 売上高が3,700百万円を超過した場合： 行使可能割合:30%
 - (b) 売上高が4,200百万円を超過した場合： 行使可能割合:40%
（上記（a）と合わせて70%）
 - (c) 売上高が4,700百万円を超過した場合： 行使可能割合:30%
（上記（a）及び（b）と合わせて100%）
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行済株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 関係会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券
・時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～6年

無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）、コンテンツ資産については、利用可能期間（3年以内）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、無形固定資産の「その他」に含めていた「コンテンツ資産」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「コンテンツ資産」は、60,180千円であります。

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めていた「関係会社短期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「関係会社短期貸付金」は、10,000千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,020千円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権及び債務	
短期金銭債権	1,729千円
短期金銭債務	8,136千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	109,234千円
営業取引以外の取引高	3,573千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	38株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,363千円
地代家賃損金不算入額	3,876
資産除去債務	585
減価償却超過額	4,399
一括償却資産償却超過額	1,778
その他	697
繰延税金資産小計	12,701
評価性引当金額	△831
繰延税金資産合計	11,870千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(注3)
子会社	スナップマーケット株式会社	所有直接100%	資金の貸付	資金の貸付(注1)	40,000	関係会社短期貸付金	40,000
				利息の受取(注1)	311	その他流動資産	219
子会社	Topic Images Inc.	所有直接80%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(注2) 利息の受取(注2)	100,000 442	関係会社短期貸付金 その他流動資産	100,000 442

(注1)スナップマーケット株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年、年賦返済としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注2)Topic Images Inc.に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年、年賦返済としております。

なお、担保は受け入れておりません。

(注3)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 331円71銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 29円49銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は平成30年2月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、当社従業員及び当社関係会社取締役に対し、以下のとおり新株予約権（有償ストック・オプション）を発行することを決議いたしました。

新株予約権の数	467個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 46,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権1個当たり 1,000円 (新株予約権の目的である株式1株当たり10円)
新株予約権の行使価額	新株予約権1個当たり 153,000円 (新株予約権の目的である株式1株当たり1,530円)
新株予約権の行使期間	平成31年4月1日から平成37年2月28日まで (ただし、下記の「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。)
新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本金に組み入れる額（円）	1株当たり 770円
新株予約権の行使条件	(注)
新株予約権の払込期日	平成30年3月2日
新株予約権の割当日	平成30年3月2日
新株予約権の割当対象者	当社取締役、当社従業員及び当社関係会社取締役 計21名

(注) 本新株予約権の主要な行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権者は、平成30年12月期から平成32年12月期までのいずれかの期の売上高（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における売上高をいい、以下同様とする。）が下記（a）乃至（c）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日まで行使することができる。

(a) 売上高が3,700百万円を超過した場合： 行使可能割合:30%

(b) 売上高が4,200百万円を超過した場合： 行使可能割合：40%
(上記 (a) と合わせて70%)

(c) 売上高が4,700百万円を超過した場合： 行使可能割合：30%
(上記 (a) 及び (b) と合わせて100%)

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行済株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。